

避難所が危険区域に設定されていることに関する要請書

- ＊ 原発事故時の兵庫県避難先（アンケート結果より）
 - ・小浜市市民3,787名の避難所18ヶ所は土砂災害等の危険区域内
 - ・改正された災害対策基本法等に違反しています
 - ・これでは住民の安全を守ることはできません
- ＊ 口名田西相生地区211名の避難所「旧上小田小学校」（神河町）は、跡地利用が決まり避難所として使えなくなりました

避難計画は根本から破綻。高浜原発3・4号の再稼働に反対してください

小浜市長 松崎晃治 様

高浜原発3・4号の再稼働に向けた動きが加速しています。原子力規制委員会は12月中にも「審査書案」を公表し、1ヶ月のパブコメを経て、年明けには基本設計の合格証にあたる「審査書」をまとめようとしています。

しかし、避難計画には要援護者の避難の問題等々大きな問題があります。それに加えて、避難所が土砂災害や洪水等の危険区域に設定されたままである実態が新たに明らかになりました。

私たちは、避難先兵庫県の全市町（41自治体）にアンケートを出し、避難所が危険区域に設定されていないかを調査しました。100%の回答率で、結果を集約しましたのでお伝えします。

高浜原発から30km圏内の福井県4市町と京都府7市町住民が兵庫県に避難する場合：

- ❖ 兵庫県41市町中の内、24市町で危険区域に避難所が設定されています。全避難所599ヶ所の約1/3にもあたる184ヶ所が該当します。避難者数では、4万6千人以上です（資料1：危険区域の避難所アンケート回答集約）。
- ❖ 24市町では、避難所の見直しは進んでいません。未着手の自治体が6割以上です。また、この状況について兵庫県や避難元自治体に伝えていない自治体も6割以上にのぼります（資料1）。
- ❖ 福井県4市町（小浜市・高浜町・おおい町・若狭町）の場合は、避難先15市町で36ヶ所。約1万人の避難所が危険区域に設定されたままです（資料2：危険区域の避難所一覧）。
- ❖ 小浜市の場合は、兵庫県の避難先9市町で朝来市をのぞく8市町（豊岡市・養父市・香美町・新温泉町・姫路市・市川町・福崎町・神河町）で、18ヶ所の避難所が危険区域内にあります。小浜市民3,787名もの避難先です（資料2）。

自然災害の教訓を踏まえて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法が改正されました（改正は昨年6月、施行は今年4月）。これによって避難所の指定と基準が規定され、避難施設は安全な区域に設定し、原発事故の場合はさらに30km圏外に設定することになっています（資料3：法改正の解説）。

そのため、危険区域に設定されたままの避難所は、これら法改正を満たしておらず、違法な状態のままです。

原発事故で避難した先が危険区域では、住民の安全を守ることは到底できません。

- ❖ さらに小浜市の場合、兵庫県神河町の避難所である旧上小田小学校（資料4：旧上小田小学校の写真）は、跡地利用が決まり、避難所として利用できなくなります。ここに避難することになっている口名田西相生地区211名の住民は、避難所がない状態です。神河町の担当者は、「別の避難所を新たに探さなければならないが、町内で探すのは困難な状況にある」と10月22日の申し入れ時に語っています。

神河町だけでなく、他の市町も代替の避難所探しが困難であることは容易に推測されます。「どこに避難するのか」という、避難計画の根本が宙に浮いた状態です。

福井県知事と関西電力は、再稼働についての地元同意は県と高浜町にあると主張しています。しかし、小浜市をはじめ30km圏内の福井・京都はもとより、琵琶湖の汚染等によって被害を受ける関西一円の自治体や住民の意見は当然に尊重されるべきです。

これらを踏まえて、以下を強く要請します。

要 請 事 項

1. 小浜市民の避難所が危険区域に設定されていること、口名田西相生地区211名の避難所は使用できないこと等、実態を小浜市民と市議会及び福井県に説明してください。
2. 避難先がない状況では、避難計画は根本から破綻しています。住民の命と安全を守る避難計画がないもとで、再稼働は認められない旨を表明してください。

2014年12月9日

避難計画を案ずる関西連絡会

（連絡先団体：原発なしで暮らしたい丹波の会／原発防災を考える兵庫の会／グリーン・アクション／美浜の会）

脱原発はりまアクション

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581